

# 滋賀県景観審議会 第16回広域的景観形成検討専門部会

## 議事概要

- 日時：令和2年5月13日（水曜日） 14：30～16：40
- 場所：web会議
- 内容：〔議事〕
  - 滋賀県景観計画の充実に向けた取組について
  - 内陸部におよぶ広域的景観形成に向けた対策の検討について〔報告〕
  - 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について
- 出席委員：青山香菜委員、岡田昌彰委員（部会長代理）、川崎雅史委員（部会長）、  
土本和子委員、貫名敏委員、平井利佐委員、山下淳委員  
（7名中7名出席）（50音順）
- 議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の発言は○、事務局の発言は◆

【質疑応答】

〔議事〕 滋賀県景観計画の充実に向けた取組について

- 一般世帯に配布されたチラシの中に「30日前までは着手できない」ことの他に、今検討されているような、より前の段階での協議の必要性について、注意事項の中で記載されていなかったのはなぜか？
- ◆ 今後チラシを作成する際には、もう少し早くに出していただけるよう、この点を踏まえて作成したい。
- 6つのゾーンに分けられた根拠を教えてください。また、それぞれに対する分類イメージに対して6町域をどのようにゾーン分けされたかを教えてください。
- 例えば京都市だとかなり細かく景観区域を分けて、それに従って基準を作っている。区域の分け方については非常にデリケートな部分があり、一義的には決めることはできない。今後丁寧に議論して決めていくことであり、現状としてはたたき台としての理解をしている。実際は、現地に入って丁寧に詳細に調査をかけて積み上げる必要がある。
- ◆ 現状としては、あくまで土地利用計画と現状の土地利用をベースに作成した、

たたき台をお示ししている。実際に現地へ赴いてゾーン分けをした部分もあるが、今後も議論を重ねながら詰めていきたい。また、ゾーン分けについては、用途系の地域で色分けをしている。工業系の用途が貼られている所はピンク色でしっかり色分けをしている。ゾーニングの色がモザイク状になっているのは、用途系としては特に何も貼りついていないが、一方実際には住宅等が貼りついている所もあるため。これらは今後6町と議論していくことになる。

- 植栽による遮蔽は1つの考え方であると思うが、建築物そのものに何か見どころがあれば、一概に遮蔽ありきで是非を判断してよいものか。
- ◆ 遮蔽することによって本来の建物の形態、色彩を緩和するのであって、遮蔽そのものをこうすべきだと強制するものではない。景観上周囲の街並みと合っている建物の形態はそのままとし、それをわざと植栽によって隠すような遮蔽の必要性はないと認識している。
- 改定案としては、遮蔽というのを1つの基準とすることは、まず間違いのないことだと認識している。ただし、遮蔽でなくても、例えば間口を少し開けて建築物と併せて良い景観やデザインがトータルで出来上がっていれば、その旨は但し書き等に加えるとかの措置をとられてはどうか。このようなルールを作る時には必ず原則から外れる例外も設けておかないといけない。
- ◆ 建物や植栽が景観になじんでいるもの、それまで覆して植栽により遮蔽するというのを第一優先とはせず。景観にマッチしたものは優先的に残していくことが最善である認識している。
- 太陽光発電設備等の取組の中で届出の対象として「高さ」基準を設けると整理されているが、「高さ」だけではなく「勾配」の違いによっても景観へのインパクトは変わってくるのではないか。
- ◆ 提案させていただいているのは、あくまでも傾斜地に建つ場合の高さの考え方をお示ししている。ご指摘の通り「勾配」の違いで見え方は全く異なる。これについては、今後の審議の中で議論をお願いしたい。
- 審議というか、+αとして検討していくことである。勾配によって見え方は大きく変わってくるので、今後の検討項目としていただきたい。
- 「色彩」の景観形成基準の中に「太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺・・・」と記載されているが、パネルの色の操作は可能なのか。
- 一般的に太陽光パネルの場合は「青」、京都市の事例でいくと「青」というのが一般的、標準的にある。ただ、瓦屋根や自然素材との調和を考えれば「黒」の方が印象的に良いので、そのようにメーカーに要望した経緯もある。
- ◆ その辺りも考えながら決めていければよいと考える。
- 太陽光発電設備等を「工作物」として捉えた場合の形態のイメージ図を示していただいているが、人から見た設備等の向きは逆の方が見えのインパクトがある。
- ◆ ご指摘通り修正する。
- 「地域らしさの風景」での景観類型の中で、「郊外型商業景観」はスプロールに近いイメージを持つ。こういった景観が、現状として存在することを地域ら

しさとして積極的に捉えるものとしてなのか、あるいはこういった景観を地域らしい方向へ改善する対象として分類項目の中に入れていいのか。

- ◆ 地域らしさという言葉を使っているが、業者からすれば、沿道の地域において、こういう所に看板を設置したいというニーズがある。しかし、ニーズがあるからといって乱立してバランスなど形態がとれていない形を目指すのではない。この景観については、らしさというよりも商業景観としての景観になじんでいく方向を示す必要があると思っている。
- 両方の考え方があってもいいかと思うが、この専門部会としても立場がどちらなのかが、この写真からはわかりにくかった。もし理想とすべき他市の事例が見つかるのであれば、それも含めていただいた方がわかりやすいと思う。
- 「地域らしさの風景」の類型の中で「混合」というネーミングについて、もう少し積極的にこういう地域なんだというらしさがわかるものにしていただいた方が良い。
- ◆ 他の地域が「住宅」「商業」「工業」であることと比べますと、言葉がなじまないというのは、ご指摘の通りですので考えさせていただく。
- 遮蔽植栽を効果的に行っているのかどうかという判断は、客観的に定量的に事業者の方で出来るのか。事業者と県の間で考え方の齟齬が生じることはないのか。
- 効果的な配置であるとか、どういうものが遮蔽植栽にあたるのかという理念をしっかりとっておけば、それを事業者に伝えることになる。それで図面を見ながらきちんとチェックしていくことになるかと思う。事業者と県の間で齟齬が生じないか、事業者に客観的なものとして伝えられているかどうかということになる。
- これについては西宮市が先駆的に取り上げている。基準なり図面の中でどういう考え方をするのかということをしっかり決めた上で、要するに県としての理念、客観的判断基準、根拠を持った上で事業者伝えていくことが大事だと思っている。この辺りのことも含めて他市町村へのヒアリング等、現実に取り入れている所の問題点等を少し聞かれておかれた方が良くかと思う。
- ◆ 現状としては「遮蔽植栽の条件」「効果的な考え方」としてお示しをしており、未だわかりにくい部分もある。但し書きを加える等、具体的に事業者、県双方がわかるような考え方、記載の方法を検討していきたい。
- 事前協議を導入する点について、審査の上で問題がない場合は、速やかに届出に切り替えられるのか、事前協議を行うことで30日を待たず期間が短縮される割合はどれぐらいを占めるのか？ということが気になった。
- 植栽に効果的な遮蔽植栽については、事業者との間で協議、指導できる項目にしなければならない。事前協議が単に届出審査の前倒しではなく、協議の際には緑化に関して基準が守られていなければより効果的になるよう修正を求め等すれば、事前協議としての積極的な意味付けにつながり得ると思う。
- 非常に貴重なご意見である。通常各市町村で行っている事前協議というのは、緑地、景観、建築、都市計画の専門家等が審査に加わって、指導を行っていく。

組織として協議が成立すれば、非常に有用なものになるとともに、それが熟成していけば、事前協議の中での審査ノウハウが育まれることにもなる。

- ◆ 事前協議という前の段階で協議することによって、植栽の遮蔽等も含めて事業者に再度考えていただく機会となります。今まで不適のままになっていたものが、適合するものになっていくことが事前協議そのものの重要性の一つだと認識している。
- これまで「勧告」の例はあるのか。勧告することが、事業者にとってどれほどの影響があるのか。事前協議の中で指導して設計変更等が受け入れられるのか、それとも指導・勧告を徹底する方がいいのか、実際のところどうなのか気になる。
- 過去に事前協議の専門家会議に出席した際、「勧告」を出した経緯がある。「勧告」を出すと、市役所等に業者名が公表され、業者にとっては痛手を被ることもある。滅多にそこまでには至らないケースが多いが、中には悪質な事業者も存在し、かなりのリスクを伴うことは事前に伝えておく必要があると思う、
- 遮蔽植栽を行った場合の色彩緩和について、寒色系の色彩を6まで上げていることが気になった。かなり色目がきつく、歴史的地区だと確実に禁止されていることから、4までに留めておくか、明度を8以下にすることを追加するかのどちらかが賢明。一つの意見として聞いていただきたい。

#### 〔議事〕 内陸部におよぶ広域的景観形成に向けた対策の検討について

- 今回提示された基本形で、大体活用できると考えているか。
- ◆ この基本形の中で補うことができるという認識はしている。ただ、必ずしも間違いなく全てであると言い切ることはできない。新たなケースが出てきた場合は、特殊な例として挙げていくものだと認識している。
- 丁寧に見ておかないと、様々な隙間は生じてくるものと思われる。今回の事務局の基本案をもとに、積極的なルールを活用ということで継続検討いただきたい。

#### 〔報告〕 滋賀県景観行政団体協議会の協議状況について

- 投票の方法は色々検討されるかと思うが、投票の結果、ほとんどが20代などと若い世代に偏りが生じた場合の整理はどう考えておられるのか。
- ◆ 世代が偏ることによって投票の内容にも偏りが生じる。結果の整理の方法についても未だ課題が残っている。委員のご意見を踏まえて、協議会の中で詰めていきたい。
- データの収集方法によっても結果は変わってくるので、しっかり検討いただきたい。
- 客観的に楽しんでもらう人だけでなく、地元の人への情報発信、共有が不可欠である。トップ3に入るような景色であることに誇りを持ってもらうことや、地域でこの景を大事にするという意識を持ってもらえるようにすることが大事である。

- 「視点場整備につなげる」という目的はあるけれども、もう少し広く考えて既存資料へのアクセス体制も整えていただきたい。
- ◆ 集めることが目的とならないよう、しっかり情報発信し、活用いただくところまで作業イメージを詰めて考えていきたい。
- ビジュアルだけでなく、その場所の謂れ等、背後にあるストーリーがセットになると、真の意味での景観という評価になる可能性があると考えている。今後検討いただきたい。
- 他市では60代以上が80%だったという事例も見ている。投票いただく際の年齢層を揃える工夫が大事である。

[以上]